令和７年第１回瑞穂市議会臨時会会議録（第１号）

令和７年５月16日（金）午前９時開議

議　事　日　程

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　行政報告

日程第５　承認第２号　瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

日程第６　承認第３号　瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

日程第７　議案第28号　街路灯等照明ＬＥＤ取替工事請負契約の締結について

日程第８　議案第29号　財産（ＧＩＧＡスクール端末）の取得について

日程第９　議案第30号　財産（小学校・保育所事務用パソコン）の取得について

日程第10　議案第31号　財産（行政用クライアントパソコン機器）の取得について

日程第11　議案第32号　瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12　議案第33号　令和７年度瑞穂市一般会計補正予算（第１号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

１番	宮　川　頌　健	２番	横　田　真　澄
３番	北　村　彰　敏	４番	関　谷　英　樹
５番	今　井　充　子	６番	広　瀬　守　克
７番	藤　橋　直　樹	８番	若　原　達　夫
９番	鳥　居　佳　史	10番	関　谷　守　彦
11番	森　　清　一	12番	馬　渕　ひろし
13番	今　木　啓一郎	14番	杉　原　克　巳
15番	棚　橋　敏　明	16番	庄　田　昭　人
17番	若　井　千　尋	18番	若　園　五　朗

○本日の会議に欠席した議員（なし）

〇本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	森　和之	副市長	椙浦　要
企画部長	矢野隆博	総務部長	石田博文
市民部長兼 巣南庁舎管理部長	佐藤雅人	健康福祉部長	佐藤彰道
都市整備部長	坂野嘉治	都市整備部調整監	江﨑哲也
環境経済部長	臼井敏明	上下水道部長	工藤浩昭
教育委員会 事務局長	磯部基宏	会計管理者	林　美穂

〇本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井上克彦	書記	松島孝明

開会　午前９時00分

開会及び開議の宣告

○議長（庄田昭人君）　それでは、これより令和７年第１回瑞穂市議会臨時議会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（庄田昭人君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号15番　棚橋敏明君と17番　若井千尋君を指名します。

日程第２　会期の決定

○議長（庄田昭人君）　日程第２、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日だけの１日間にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君）　異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日だけの１日間と決定しました。

日程第３　諸般の報告

○議長（庄田昭人君）　日程第３、諸般の報告を行います。

６件報告します。

まず４件については、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（井上克彦君）　議長に代わり４件報告いたします。

１件目は、地方自治法第199条第４項の規定による定期監査の結果報告を、同条第９項の規定により監査委員から受けております。

監査は、１月30日に別府保育所及び本田第１保育所、２月７日に図書館（本館・分館）を対象に実施され、いずれも財務の事務はおおむね適正に執行されているものとの報告でした。

その他の監査結果につきましては、お手元に配付のとおりです。

２件目は、地方自治法第235条の２第１項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第３項の規定により監査委員から受けております。

検査は、令和７年２月分、３月分が実施されました。現金・預金及び借入金の金額などはいずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。

その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

３件目は、岐阜地域児童発達支援センター組合議会の結果報告です。

３月28日に同組合の令和７年第１回定例会が開催されました。管理者から提出された議案は、令和７年度当初予算の１件です。

予算案は、総額を１億3,444万3,000円とするもので、前年度比較で393万2,000円、率にして3.01％の増となる内容で、原案のとおり可決されました。

ちなみに、瑞穂市からの利用者数は、令和７年３月１日現在４人で、前年度と比べ同数でございます。

４件目につきましては、市議会議長会の報告です。

４月17日に東海市議会議長会の第108回定期総会が豊田市で開催され、議長、副議長が出席しましたので報告します。

会議では、会務報告の後、令和６年度の各会計決算、令和７年度の会計予算、各部会及び会長から提出された10議案が審議され、いずれも可決、認定、承認されました。また、来年度の開催都市は静岡県静岡市に決定いたしました。以上でございます。

○議長（庄田昭人君）　以上、報告した４件の資料は事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思います。

続きまして、議員派遣の結果を報告願います。

４月21日、22日に開催された議会議員特別セミナーについて、広瀬守克君から報告願います。

６番　広瀬守克君。

○６番（広瀬守克君）　改めまして、おはようございます。

議員派遣の報告をさせていただきます。

議席番号６番、創緑会の広瀬守克でございます。

ただいま議長より議員派遣の報告について発言の許可をいただきましたので、４月21日、22日に行われました令和７年度第１回市町村長等・議会議員特別セミナーについて、受講者を代表して報告させていただきます。

今回の受講者は来所とオンライン受講があり、約200名で、市長、町長、副市長の受講もありました。瑞穂市は、藤橋議員、井上議会事務局長、私の３名が来所受講で、若原議員はオンライン受講されました。

初日の１つ目は、「偽・誤情報問題～その現状と求められる対策～」と題し、国際大学グローバル・コミュニケーション・センター准教授　山口真一氏が、政治家のＳＮＳ活用について、情報発信に工夫を加えれば多くの人にメッセージが届くというところで、恐れず、まず活用してみることと話がありました。

２つ目は、「持続可能な地方財政の在り方」と題し、総務省総務審議官　原邦彰氏は、持続

可能な地方行政の在り方に関する研究会では、人口減少下において、地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化する中で、自治体の行財政を持続可能なものにしていくため、具体的な課題の整理、対応の在り方の検討を行うことが大切であり、国、都道府県、市町村の役割分担の見直しの必要について検討していくとの講話でございました。

２日目も２講義あり、１つ目は、「おにぎりから世界へ」と題し、一般社団法人おにぎり協会の代表理事　中村祐介氏により、個人会員、自治体会員、法人会員らの会員によって組織された一般社団法人で、日本の食文化をおにぎりを通じて国内外に発信し、万博にも出展し、世界でも支持されていると話されました。

最後は、「地域の歴史・文化資源を活かしたまちづくり」と題し、しあわせ実感都市・瀬戸内市の取組を、現職の武久顕也瀬戸内市長が市の概況、人口推計、財政状況を説明されました。市の事業計画で太陽のまちプロジェクトとして、市が取得した塩田跡地への大規模太陽光発電所誘致による固定資産税の増加と土地の貸付料の増加や、ふるさと納税で歳入増加を目指しているまちであると話されました。

今回、この研修を通じて多くの学びを私たち受講者は得ることができました。今後はこの経験を議員活動に生かし、より一層成長し、資質向上に努めてまいります。

以上で議員派遣の報告を終わります。

○議長（庄田昭人君）　続きまして、５月７日から５月９日に開催された市町村議会議員研修「新人議員のための地方自治の基本」について、宮川頌健君から報告願います。

宮川頌健君。

○１番（宮川頌健君）　皆さん、改めましておはようございます。

議席番号１番、創緑会の宮川頌健でございます。

ただいま議長より議員派遣の報告について発言の許可をいただきましたので、５月７日より９日まで行われました令和７年度市町村議会議員研修「新人議員のための地方自治の基本」について報告させていただきます。

今回の受講者は、全国から約130名でした。

本研修は、地方自治制度や地方議会制度、条例立案、自治体財政など、議員として基礎的かつ重要な知識を再確認する内容で構成されておりました。

初日は、地方自治制度の基本や地方議会制度について学び、地方分権の動向や議会の制度的な役割についての理解を深めました。

２日目には、自治体財政の仕組みや、条例提案に関する演習を通じて実践的な知識の習得に努めました。

執行部内の予算編成の流れをはじめ、予算の編成から成立、執行までの流れを学びました。

また、条例立案のグループ演習では、他市町の議員と意見を交わしながら責務規定の順序に

も注目し、課題解決に向けた条例案を作成する貴重な経験を得ることができました。

最終日には、「これからの地方議員に期待されること」と題し、デジタル化やＳＮＳの活用、住民とのコミュニケーションの在り方など、議員として今後求められる市政について考える機会になりました。特に学校現場での総合的学習、模擬投票、生徒会の活用等を通じての主権者教育の重要性について考えさせられる内容でした。

今回の研修で得た学びを、今後の議会活動や地域課題への対応に生かしてまいりたいと思います。

以上、研修報告とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君）　これで諸般の報告を終わります。

日程第４　行政報告

○議長（庄田昭人君）　日程第４、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

市長　森和之君。

○市長（森　和之君）　皆様、おはようございます。

それでは、１件の行政報告をさせていただきます。

報告第２号債権放棄の報告についてであります。

瑞穂市債権の管理に関する条例第８条の規定により、私債権のうち時効期間が経過し、または徴収できる見込みがない債権について、水道料金62件で16万6,285円、学校給食費３件で１万920円、交通安全協力費11件で３万3,040円につき市の債権を放棄しましたので、同条例第９条の規定により議会に報告するものであります。

以上、１件について行政報告をさせていただきました。

○議長（庄田昭人君）　これで行政報告は終わります。

日程第５　承認第２号から日程第12　議案第33号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君）　日程第５、承認第２号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてから日程第12、議案第33号令和７年度一般会計補正予算（第１号）までを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長　森和之君。

○市長（森　和之君）　本日、令和７年第１回瑞穂市議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙の中、御出席を賜り、お礼を申し上げます。

令和７年度もスタートして早くも一月半が過ぎようとしていますが、４月に大阪夢洲にて2025年日本国際博覧会大阪・関西万博が「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、158の国と地域が参加し、盛大な開会式が行われ、これから半年間にわたって次世代の技術や伝統文化を世界に発信するまたとない機会となり、大変明るい話題となっております。６月９日、10日には大阪・関西万博「岐阜県の日」となります。地歌舞伎をはじめとする本県で育まれた伝統芸能や未来を担う若者たちによるパフォーマンスを披露するなど、岐阜県の誇りを表現し発信するもので、私の元にも御案内が届いておりますので、市民の皆様にも周知をしているところであります。議員の皆様にも、この機会にぜひ足を運んでいただきますようお願いを申し上げます。

我が国を取り巻く社会情勢は、人口減少、少子高齢化の進展、長引く物価高騰、自然災害の増加、激甚化やデジタル技術の急速な進歩などに加え、アメリカにおけるトランプ政権が発動した相互関税や安全保障は日本国内に大きな影響を与えるなど、国難であると考えています。先行き不透明感がさらに増していることから、外交の果たす役割に期待が高まっています。国難には、政府と自治体は一体となって取り組む責務があります。当市においても変化をしっかり捉え、地域の実情を踏まえ、住民福祉の向上と地域の持続可能な発展を図るため、市民ニーズを的確に把握し、迅速かつ柔軟に対応をしていかなければならないときと考えています。

当市では、令和７年度予算説明会を５月18日に市民センター、20日に巣南公民館で開催します。市民の皆さんに分かりやすく予算を説明し、着実に執行をしてまいります。議員各位の御理解と御協力も賜りますようお願い申し上げます。

今回上程します議案は、専決処分の承認を求める案件が２件、工事請負契約の締結に関する案件が１件、財産の取得に関する案件が３件、条例改正に関する案件が１件、補正予算に関する案件が１件の合計８件であります。

それでは、順次、提出議案の概要を説明させていただきます。

まず、承認第２号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分であります。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、道路交通法の一部を改正する法律及び入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の公布に伴い、市条例を改正する専決処分をしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

次に、承認第３号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分であります。

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、市条例を改正する専決処分をしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第28号街路灯等照明ＬＥＤ取替工事請負契約の締結についてであります。

街路灯等照明ＬＥＤに取替え工事に当たり、一般競争入札を実施したところ、河春電気株式会社が落札しましたので、契約を締結することについて、地方自治法第96条第１項第５号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第29号財産（ＧＩＧＡスクール端末）の取得についてであります。

ＧＩＧＡスクール端末の取得に当たり、岐阜県市町村等ＧＩＧＡスクール端末整備推進協議会が公募型プロポーザル方式により最優秀提案者と決定した教育産業株式会社・株式会社内田洋行共同企業体に対し随意契約による見積り徴収を実施したので、契約を締結することについて、地方自治法第96条第１項第８号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第30号財産（小学校・保育所事務用パソコン）の取得についてであります。

小学校・保育所事務用パソコンの取得に当たり、一般競争入札を実施したところ、株式会社ハイパーブレイン岐阜支社が落札したので、契約を締結することについて、地方自治法第96条第１項８号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第31号財産（行政用クライアントパソコン機器）の取得についてであります。

行政用クライアントパソコン機器取得に当たり、一般競争入札を実施したところ、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社岐阜支社が落札したので、契約を締結することについて、地方自治法第96条第１項第８号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第32号瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

民間給与との較差に基づく人事院勧告により、令和６年12月に実施した市関係条例の改正に伴って所要の改正を行うため、市条例の改正を行うものであります。

最後に、議案第33号令和７年度瑞穂市一般会計補正予算（第１号）であります。

地方自治法第218条第１項により議会に提出するもので、１件の繰越明許費の追加の補正を行うものであります。

今回の補正予算としては、令和７年度当初予算でトイレカーの購入予定をしておりましたが、年度内の納車が困難であるため、当該予算を令和８年度予算に繰越しをするものであります。

以上、８件の提出議案につきましての概要を説明させていただきました。よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君）　これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩　午前９時29分

再開　午前11時21分

○議長（庄田昭人君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております承認第２号から議案第33号までの８議案を、会議規則第37条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君）　異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております承認第２号から議案第33号までの８議案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより、承認第２号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、起立採決と併せて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いいたします。

これから、承認第２号を採決します。

承認第２号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君）　着席願います。

起立全員です。したがって、承認第２号は承認されました。

これより、承認第３号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君）　10番　関谷守彦君。

○１０番（関谷守彦君）　議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいまより、承認第３号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について、質疑をしたいと思います。

この中身については、国の通知によって変えざるを得ないというお話でありますけれども、その内容的には、国保に加入されてみえる方の一部に不利益を被るという内容が含まれております。これは避けられなかったものなのかどうかについて質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君）　佐藤市民部長。

○市民部長兼巣南庁舎管理部長（佐藤雅人君）　ただいま関谷議員の不利益を被る者がいなかったのかというお話がありましたけれども、全ての方に優遇されるようなことはなかなか難しいかと思っています。

今回でも、また限度額が上がってまいりますけれども、当然上がれば、要は高所得者の方からは負担をいただく。それによって、要は中間所得層の方の負担が減るというところがありますけれども、その辺が、だからそれぞれの市町村によって、どういう所得者層がいるかによっても変わってくると思いますので、その辺を考慮しながら国のほうにお伝えして決めていただけるようなふうにはしていかなきゃいけないと思っています。

また、この限度額につきましても、これまでもいろいろ御質問いただいていますけれども、どうしても専決処分しなきゃいけませんけれども、あらかじめ早めに情報が分かった段階で、もちろん国民健康保険の場合は国民健康保険運営協議会がありますし、その後も、議会のほうにも国の流れはこんなところだとかお伝えしながら専決につなげていくようにしていかなければならないかなと思っていますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君）　10番　関谷守彦君。

○１０番（関谷守彦君）　議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして専決処分がされたということであります。その理由につきましては、先ほどお話をいただきました。

私も議員５年目ですかね、中で、当初は所得の多い方が一定の負担をしていくことについては、むしろ賛成をさせていただきました。

ところが、よく考えてみますと、所得が多い人といっても、現実的には国保の場合は、もちろん本当に所得の多い人も見えるとは思いますけれども、上限に達する人の部分というのは本当にじゃあ所得が多い人かどうかという問題も私は考えます。

そもそも国保の税率そのものが非常に高い、所得に見合わない、ある意味では高負担を強いられている、一般の健康保険に比べれば倍の負担を強いられているのは間違いない事実ですので、そういった状況の中で、この上限を上げていくということにつきましては、やはり全体の環境をしっかりと整える中でこれをすべきではないか、そういうふうに思うようになりまして、二、三年ほど前からこれについては反対をさせていただきました。

で、現在においても今状況は変わらずに、むしろ国保そのものがどんどん毎年引き上げられていっているという現状も含めて考えますと、この上限枠を増やしていくということについては反対をすると。もちろん均等割とか平等割の分について軽減をしていくということで、その対象者を増やすことについては賛成でありますけれども、所得が多い方についての上限額の設定、これの枠を上げていくということについては、現状のままではちょっと賛成しかねるということで反対をさせていただきます。以上です。

○議長（庄田昭人君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君）　３番　北村彰敏君。

○３番（北村彰敏君）　議席番号３番、日本維新の会、北村彰敏です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、承認第３号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について、賛成の立場から討論を行います。

今回の改正は、国の地方税法施行令及び関連政令の改正を受けて行われたものであり、自治体として制度上の整合性を保つための必要な措置です。

本条例改正により課税限度額の一部が引き上げられることになりますが、これは医療費の増加や保険制度の持続性確保の観点から、全国的にも進められている見直しであります。同時に、所得の低い世帯への軽減措置も見直され、引き上げられた基準により、より多くの世帯が軽減の対象となる可能性がある点も見逃せません。

こうしたバランスの取れた制度設計は、限られた財源の中で社会保障制度を維持する上で、現実的かつ必要な対応であると評価いたします。

また、専決処分という手続についても、年度末の国の法改正を受け、令和７年４月１日からの施行に間に合わせるために取られた措置であり、法に基づいた適正な対応であると理解しております。本条例改正は妥当なものと判断し、賛成討論といたします。

○議長（庄田昭人君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第３号を採決します。

承認第３号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君）　着席願います。

起立多数です。したがって、承認第３号は承認されました。

これより、議案第28号街路灯等照明ＬＥＤ取替工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

議案第28号街路灯等照明ＬＥＤ取替工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君）　着席願います。

起立全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第29号財産（ＧＩＧＡスクール端末）の取得についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君）　13番　今木啓一郎君。

○１３番（今木啓一郎君）　議席番号13番、有隣クラブ、今木啓一郎です。

ただいま庄田議長より発言の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

今回、児童・生徒の学習に電子黒板とともに欠かせない電子端末の購入についてのお話です。

本市では、アップルのｉＰａｄＯＳを搭載したタブレット端末が採用されていると記憶しております。今回の買換えについては、県下統一共同購入されるというようなことですが、その点についてはメリットが多いと考えられますので、問題は少ないのかなと感じます。

そこでお尋ねするのが、端末をタブレットかノートパソコンか。ＯＳについても、クローム、ｉＰａｄ、Windowsなど、いずれか一つに絞って岐阜県として統一して購入するということであるのか。また、今回取得予定端末はどのような端末ＯＳであるか。契約金額が約３億5,000万円を超え、児童生徒１台当たりおおむね５万5,000円という予算でありますので、あえて議場でお尋ねします。

○議長（庄田昭人君）　磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君）　失礼いたします。今木議員の御質問に御答弁させていただきます。

今回の案件につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、岐阜県の市町村等ＧＩＧＡスクール端末整備推進協議会が県内全てを取りまとめており、公募型プロポーザル方式による提案募集を行っているところでございます。

議員御質問の御回答ですが、県のほうから、クロームとWindows、ｉＰａｄのＬＴＥ、ｉＰａｄのＷｉ－Ｆｉの４機種の中で、各市町で選定ということで行っております。瑞穂市においては、ｉＰａｄのＷｉ－Ｆｉを採用させていただいたというところでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君）　今木啓一郎君。

○１３番（今木啓一郎君）　失礼しました。今の御答弁について確認です。

今回の買換えにおいて、漫然として従来のｉＰａｄＯＳのタブレットを採用されるとは思いません。検証・検討されたと思っております。

そこで、例えばＯＳについては、今お話がありましたWindowsではないのか。また、ある資料によれば、全国796市町村の半数以上がクロームのＯＳを採用されています、とあります。なぜ本市は、ｉＰａｄなのか。るる御検討された内容について御回答いただければと思います。

○議長（庄田昭人君）　磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君）　失礼いたします。

それでは、まずタブレットの活用に関わる、どのような活用しているかということと、実践と効果というようなところをまずお話をさせていただきたいと思います。

まずタブレットの活用につきましては、主に４つ目的がございます。１つ目が個別最適な学び、２つ目が協働的な学び、３つ目が多様な児童・生徒への支援、４つ目が学習の記録や評価があります。

効果につきましては、個別最適な学びにつきましては、視覚的な情報を取り入れた多様な学びが実現し、児童・生徒の興味を引き出し、一人一人に合った学びを進めたりすることができております。協働的な学びにつきましては、タブレット上で、まとめた考えを仲間と共有し、他者の意見から学び合うことができているということ。このような協働的な学びにより、コミュニケーション能力や問題解決能力の向上が培われております。多様な児童・生徒への支援につきましては、別室や家庭でも授業の様子を見ることが可能であり、授業に参加したりすることができる。学習の記録や評価については、タブレット上で作成した成果物やノートの写真、体育の動画など、児童・生徒の学びの過程や成果を記録し、教師が把握することで適切な評価や指導の改善に生かすことができている。

このようなことの活用の下、現場の先生方とお話をさせていただき、持ち運びができるというようなところで、ｉＰａｄのＷｉ－Ｆｉ型を採用させていただいております。ちなみに、県内では、42自治体のうち27自治体が瑞穂市と同じものを活用しているというところでございます。

また、最後に、今一番主流なものということで、ｉＰａｄを御家庭でもよく使ってみえるというところで採用に至ったというところでございます。以上です。

○議長（庄田昭人君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

議案第29号財産（ＧＩＧＡスクール端末）の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君）　着席願います。

起立全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第30号財産（小学校・保育所事務用パソコン）の取得についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

議案第30号財産（小学校・保育所事務用パソコン）の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君）　着席願います。

起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第31号財産（行政用クライアントパソコン機器）の取得についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

議案第31号財産（行政用クライアントパソコン機器）の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君）　着席願います。

起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第32号瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君）　10番　関谷守彦君。

○１０番（関谷守彦君）　議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

この議案第32号瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでありますけれども、これは、令和５年度の民間企業の実態調査を基にして、令和６年度から実施をするために人事院勧告がなされ、一般的には遡り適用ということで、令和６年度当初から適用しますという、そういうふうな取組がされました。

ところが、今回この内容につきまして、会計年度任用職員の方の勤勉手当につきましては、令和７年度、今年度から実施をする。調査した段階から既に２年遅れということでありますけれども、今年度からこれを適用するという根拠は何か、説明をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君）　石田総務部長。

○総務部長（石田博文君）　関谷議員のただいまの御質問にお答えいたします。

何回もお尋ねをいただいているようなことでございますが、会計年度任用職員の給与及び費用弁償につきましては、各市町の状況に応じて、それぞれの考え方で条例なりで制定するということとなっております。国統一というわけではございません。ですので、瑞穂市としましては、このような方式で進めていきたいというふうで今回の改正となっております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君）　関谷守彦君。

○１０番（関谷守彦君）　ただいまの答弁にはちょっと納得がいかないんですけど、私の質問は、あくまでも瑞穂市がなぜ令和７年度から実施をするのかという、そういう質問であります。

先ほどのお話でいけば、それぞれ市独自で考えていることだからということでありますので、市としてどういう根拠で遅らせて実施をするのか、国のほうではできるだけ会計年度任用職員さんについても遡って適用していいよという、したほうがいいですという、そんなお話も、通達も出ている中で、あえて遅らすということを決めている、その根拠をお尋ねしているわけであります。

○議長（庄田昭人君）　石田総務部長。

○総務部長（石田博文君）　人事院勧告についてですが、こちらのほうは国家公務員に関してのみ勧告を出しておりますので、国のほうからあるというか、人事院のほうからそのような通知はございませんが、恐らく総務省からの通知だと思います。地方公務員法第59条及び地方自治法第245条の４第１項に基づく技術的な助言としての通知はいただいております。

ですが、それぞれの状況に応じてということで、総合的に正職員と会計年度任用職員の状況を総合的に勘案した上で、瑞穂市としてはこのような方向でいこうということで、会計年度任用職員導入時からそのような方向で今のところは動いております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君）　関谷守彦君。

○１０番（関谷守彦君）　ちょっと堂々巡りになりかねませんけれども、今までやっているからそれでいくんだと、初めからやっているからそれだと。

ただ、やっぱり今の御時世の中で、非常勤の方であったとしてもきちんと対応する、同じような労働条件をつくっていくというのが大きな流れとしてあると思います。そういう中で、ほかの自治体も、じゃあ全てがそういうふうにしているかというとそうではなくて、まだ数としてはそんなに大勢を占めている状況ではないですけれども、確か前の数値だと２割程度はやっているのではないかという、ちょっと数値は、ごめんなさい、誤っているかもしれませんけれども、そういう状況があるということも含めて、検討、まだあえてそれを続けていこうという、そういう意思という理解にしておいてもよろしいんでしょうか。

○議長（庄田昭人君）　石田総務部長。

○総務部長（石田博文君）　御存じだと思いますが、定年延長に伴いまして、再任用職員、これは定数に数えられる正職員ということを御存じだと思うんですが、暫定再任用職員というのがございます。こちらのほうでございますが、正職員としての人数としてカウントされるにも関わらず、期末・勤勉手当は合わせて2.4でございます。

ですが、臨時的といってはあれですが、会計年度任用職員は現時点では3.475月です。正職員としてカウントされる者が2.4、この辺のバランスを考えて現在運用をしているというところを考慮いただきたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君）　関谷議員。

○１０番（関谷守彦君）　かつての答弁ではお金がかかるから延ばすというような御答弁もあったんですが、そういうことではないということでよろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君）　石田総務部長。

○総務部長（石田博文君）　お金がかかるのでという答弁を私はした記憶がございませんが、ただ、実質やるとこれだけ上がりますよというお話だけはさせていただきました。ただ、お金が、予算が増えるからやらないよという答弁はしていないというふうに考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君）　関谷守彦君。

○１０番（関谷守彦君）　といいますと、お金の問題ではなくて、再任用の方とのバランスとか

も含めて総合的に判断をしたということですよということで、それ以上のものでもないし、それ以下でもないということですね。

○議長（庄田昭人君）　石田総務部長。

○総務部長（石田博文君）　そうですね、総合的に様々な職種がございます。働き方がほぼ正職員と同じ暫定再任用職員の方とのバランスというのも考えて現在のような運用となっております。以上です。

○議長（庄田昭人君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君）　10番　関谷守彦君。

○１０番（関谷守彦君）　議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

議長の許可をいただきましたので、反対討論をさせていただきます。

先ほどの質疑の中でも、バランスを取って総合的に判断をしたというお話でありました。回答としては非常にきれいなんですけれども、じゃあ具体的に何かと言われると、よく分からないというのが正直なところです。

やはり最初にも述べましたように、これは令和５年度の実績に基づいて令和６年度に改善しようという、そういう提案であります。それについて、確かにこれまで会計年度の任用の方については翌年度から実施をする、そんな話がありました。現実にそうされているというお話であります。

ところが、やはり会計年度任用の方と、それから正規の方と、なぜそこで差をつけなければならないのか。特別職である議員、それから市長さん、副市長さん、教育長さんについても遡って適用するということで、総合的に判断する程度は何を基準にしているのか、バランスはどうなのか。ましてや再任用の方々についても、取扱いも含めて考えた場合に、ここはきれいに一律に遡るというのが一番筋ではないか。もちろん金額とか月数の問題とか、突き詰めるといろいろありますけれども、それはおいたとしても、全て適用する時期を一緒にする、これは十分にできるお話でもあります。そういった意味で、これを実施をしないということは問題ではないかと思いまして、この議案第32号については反対をさせていただきます。以上です。

○議長（庄田昭人君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君）　12番　馬渕ひろし君。

○１２番（馬渕ひろし君）　議席番号12番　馬渕ひろしでございます。

ただいま議題になっております議案第32号瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

ただいま関谷議員のほうから遡及してやるべきだというふうで、制度が悪いというお話があって反対をされたということでありますけれども、今回については令和５年の民間の給与水準に倣って、人事院勧告をされたものに倣って引き上げていくということでございます。これについては引上げをするということは必要であるということで、この議案が通らなければ引き上げることもできないということでありますから、その時点でも賛成ということでありますし、その遡及適用につきましては、前回の議会のほうで議案として上がりましたけれども、会計年度任用職員の皆様は１年の契約で更新をされていかれる、そういった雇用形態であります。人事院勧告が出てくるのが夏頃ですか、そういったものでありまして、一番早い時期で変えていくというふうに考えれば、今この時期に変えていただいて、変えていくということが必要になるというふうに思っております。

そういった観点で、会計年度の方、遡及してやるということも一つかもしれませんけれども、私としては、１年の契約で行っておりまして、その金額に御納得いただいて働いていただいているものというふうに考えまして、こちらについてはどちらにしろ引き上げていくという、民間との給与の格差を是正していくというものでありますので、賛成とさせていただきます。

議員諸兄の皆様、御理解をいただきまして御賛同いただきますようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（庄田昭人君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号を採決します。

議案第32号瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君）　着席願います。

起立多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第33号令和７年度瑞穂市一般会計補正予算（第１号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

議案第33号令和７年度瑞穂市一般会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君）　着席願います。

起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（庄田昭人君）　これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

令和７年第１回瑞穂市議会臨時議会を閉会します。

閉会　午前11時59分

地方自治法第123条第２項の規定により、ここに署名する。

令和７年５月１６日

瑞穂市議会　議　　長　　庄　田　昭　人

議　　員　　棚　橋　敏　明

議　　員　　若　井　千　尋